

名古屋地方裁判所における刑事裁判傍聴

社会系列「法学」担当 中田 静

2016年11月9日午後と11月21日午後、名古屋地方裁判所において刑事裁判を傍聴する機会を設けた。名古屋キャンパス（八事）から20～30分程で行ける事、地方裁判所のみならず、高等裁判所や民事裁判も同じ建物内で傍聴でき、外国人の被告人への法廷通訳、法曹三者だけでなく裁判所事務官や刑務官の実際の仕事を直に見ることができる場でもあるので、毎年、希望者を募り実施している。「法学」3クラス約490人、「教養テーマ講義A（日本の犯罪者処遇を考える）」65人の履修者の中から、真摯に刑事裁判の傍聴を希望し時間が取れた学生35人程が、裁判所1階ロビーに現地集合した。

参加者を募る際に事前に注意事項として確認した事は、

- ・スーツ着用とまでは言わないものの、カジュアルすぎる服装はしない事
- ・スマートフォンや携帯電話での会話や着信音には特に注意する事
- ・写真撮影や録音の禁止
- ・法定内での立ち見の禁止

凶悪事件を対象とする「裁判員裁判」の傍聴を希望する者と、1回の審議が比較的短い薬物事件（覚せい剤や大麻）や窃盗事件、交通関係の事件等の色々な法廷を見たい者に分かれるが、傍聴初体験の人には、薬物で身体がボロボロになった被告の姿や、ストレスや孤独さから薬物に手を出した女性、何度も少額な窃盗を繰り返す高齢者の事件は特に検察官・弁護士の攻撃・防御の展開も判りやすく、それぞれの法廷における裁判官・検察官・弁護士、被告人の表情の違い等も観察することが出来たようである。

一方の「裁判員裁判」においては、殺人や殺人未遂、傷害致死の事案となるため、裁判初日の起訴状朗読の場面でない限り、中盤の審議や証人尋問の傍聴では法廷の経過を把握できず退屈であったかもしれないが、裁判員6人の年齢層や男女比、表情等に同じ市民として興味を持つ者も多かった。ある意味、場慣れしてしまった私とは違い、初めて《なまの》裁判を傍聴する学生には、適度な緊張感があり、そこで仕事をする様々な職業の人や、色々な事情から刑事被告人となってしまった人の姿を直に見る初めての体験であったようである。

各学生の都合にあわせて現地解散としているが、1週間後の授業中に感想を聞くと、参加しなかった多数の学生に対して、事件の概要や感想を説明する《誇らしさ》を伺うことができた。法廷の経過が気になって、その後インターネットや新聞で確認する者、一旦、裁判傍聴を体験する事によって名古屋地域で起きている事件や事故を身近な事として再認識する機会となったようである。

裁判傍聴に参加するのは、時間割上からも比較的自由な時間が取れる2年生以上の学生、裁判所職員や警察官を目指して既に司法に興味がある学生、心理学を学び犯罪心理に興味がある学生、外国人の通訳に興味がある学生が多いようである。

20歳前後の学生にとって未知の空間である裁判所への最初の一步となり、司法への興味、採用試験・就職活動への参考となれば、意義のある体験であったと思いたい。